

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月15日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 坂 克人

1. 内 容

(1) 件名及び数量

事業概要説明資料作成業務 一式 （電子入札対象案件）

(2) 特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成26年2月20日まで

(4) 履行場所 那覇港湾区域周辺

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（軽油取引税は除く。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 25・26・27 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち入札時まで『写真・製図』で「C」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者も参加表明書の提出をすることができるが、この場合、入札の日時までに競争参加資格の認定を受けなければならない（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 資料提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 60 年 8 月 6 日付け総会計第 642 号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知されたものは除く。）ではないこと。
- (6) 入札説明書、入札公告の写し、契約書（案）、入札心得及び仕様書（以下「入札説明書等」）の受領を済ませていること。
- (7) 電子入札システムによる場合は、電子認証（IC カード）を取得していること。
- (8) 3. (5)の提出期限までに競争参加資格申請書等の書類を提出していること。

3. 入札手続等

- (1) 電子入札システムの URL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp/>

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6の11

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課契約審査係

TEL 098-867-3710 FAX 098-860-8453

- (2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の
交付場所及び問い合わせ先

上記3.(1)の問い合わせ先で交付する。

- (3) 入札説明書等の交付期間、場所及方法

平成25年11月15日～平成25年12月18日

上記3.(1)で交付を受けること。

- (4) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わない。

- (5) 競争参加資格確認申請書の提出期限及び場所

平成25年11月25日 17時15分

- (6) 電子入札システム及び紙入札による入札書の提出期限

平成25年12月18日 17時00分まで

- (7) 開札の日時及び場所

平成25年12月19日 10時00分

沖縄県那覇市港町2丁目6の11 那覇港湾・空港整備事務所 入札室

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に要求される事項

① 電子入札システムにより参加を希望する場合は、入札書類データを上記3.

(5)の提出期限までに、上記3.(1)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な資料等を上記3.(5)の提出

期限までに、上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、①②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な資料等

の内容に関する発注者からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、提出資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) その他詳細は入札説明書による。